

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

(障害福祉課)

一

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(警察本部会計課)

一

公 告

○教育委員会定例会の開催

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定の取消しについて

収用委員会

○南貞山運河下増田事件公示送達

○裁決手続開始決定の更正決定

正 誤

○宮城県公報平成二八年号外第一〇号(平成二八年三月三十一日付け)中

二

告 示

○宮城県告示第四百七十五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通
所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十八年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号

事業所の名称及び
所在地指定障害児通所
支援の種類

設置者名

指定年月日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年三月十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 オムロンフィールドエンジニアリング 仙台市青

区二丁目二番十五号

五 落札金額 五千五百五十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年一月二十九日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十四条の規定によ
り、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十八年五月十日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一 日時 平成二十八年五月十六日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 宮城県教育振興審議会委員の人事について

第二号議案 職員の人事について

第三号議案 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について

第四号議案 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について

第五号議案 宮城県いじめ防止対策調査委員会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先
仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一―）

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十九号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年五月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一 宮城県拓桃医療療育センターの項を削る。

附 則

この告示は、平成二十八年五月十日から施行する。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第四号

南貞山運河下増田事件について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

平成二十八年五月十日

宮城県収用委員会

一 送達すべき書類

平成二十八年四月二十八日付け宮収第六号通知文

平成二十八年四月二十五日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

二 送達を受けるべき者

鈴木 美智男 住所・常居所不明 ただし、住民票上の住所「宮城県名取市下増田字屋敷七三番地の四」

氏名及び住所不明 ただし、登記名義人 亡伊藤俊輔（登記簿上の氏名 伊藤俊甫）の相続人

○宮城県収用委員会告示第五号

平成二十七年十一月三十日付けで当収用委員会が行なった一級河川名取川水系南貞山運河改修工事（左岸・宮城県名取市下増田字北原東地内、右岸・宮城県名取市下増田字台林地内から同市下増田字屋敷地内まで）に係る裁決手続開始決定（宮城県名取市下増田字台林五二三番一、同五二三番三及び同五二三番五について）において、（亡）森新吉（持分七十七分の二）の法定相続人のうちの一人の住所に誤りがあったことが確認されたので、次のとおり更正する。

平成二十八年五月十日

宮城県収用委員会

| | | |
|--------|---|------------------------------|
| 氏名 | 正 | 誤 |
| 佐藤 日香里 | 千葉県八千代市大和田新田一―二三番地一（二八街区二画地）ヴァンペール二〇四号室 | 千葉県船橋市小室町三三六九番地 小室第一待機宿舍二〇八号 |

正 誤

○宮城県公報平成二十八年号外第一〇号（平成二十八年三月三十一日付け）中

| | | | | |
|-----|---|---------|--------------------------|-------------|
| ページ | 段 | 行 | 正 | 誤 |
| 五 | 上 | 前 二一 | あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 | あった日から6か月以内 |
| 五 | 下 | 前 七 | あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 | あった日から6か月以内 |
| 五 | 下 | 前 二九 | あったことを知った日の翌日から | あった日から6か月以内 |

| | 七 | 六 |
|--|---|---|
| | 上 | 下 |
| | 一前 から | 一前 八 から |
| | 起算して6か月以内 あったことを知った日の翌日から 起算して6か月以内 あったことを知った日の翌日から 起算して6か月以内 | 起算して6か月以内 あった日から6か月以内 あった日から6か月以内 |
| | | |